

# 小さなケーキと花見

横浜市福祉保健課長 松本 均

## ●小さなケーキ

弘兼憲史さんの漫画の中に、父親が会社をやめた年のクリスマスに、娘に小さなケーキを買ってあげるシーンがある。これまでは毎年大きなケーキを買っていたが、これからは小さなケーキで我慢しなければならぬ。この小さいケーキにはこれからの厳しい現実を娘に伝えるというメッセージが込められていた。

増大する給付費に対応するため、介護保険制度の持続可能性の確保の観点からサービスの重点化・効率化が叫ばれて久しい。平成18年度の改正で、食費・居住費の自己負担化や軽度者に対する電動車いす、電動ベッドなど福祉用具貸与の適正化などが実施されたが、その後はさらに検討を重ねるものの、政局の影響もあ

り実施には至っていない。

来年は消費税アップが控えているが、それとサービスの実現に使えるのは1%、2・7兆円分であり、それを医療、介護、子育てで分かち合うので、介護に回る財源は限られる。したがって介護保険制度の中でもいくばかりか財源を生み出していかなければならぬだろう。

## ●高齢者の負担増

高所得者の利用者負担を2割に引き上げることが検討されている。これについては、高所得者は高い保険料を納めるうえに給付割合も低くなるため、一種の累進構造になり、保険原理に反するとの意見がある。一方、医療保険のように現役並み所得があるなら、被保険者の中の支え合いの精神に基づき応分の負担をいただくのはやむを得ないとの意見もある。

介護保険は医療保険と異なり、一般的には長期間利用するので負担も長期化する（医療の場合は治癒すれば医療保険は使わなくなるが、介護が必要な状態は継続する）。たとえ現役並みの所得者でも3割負担が長く続くという話になっている。2割負担でどうかという話になっている。その際には連動して高額介護サービス費の限度額引き上げも必要となる。

保険料は所得に応じた負担となってい

るので、利用者負担は所得にかかわらず一定という保険原理は大事にしなければいけないが、先立つものがなければやむを得ない。この機に及んでは、お金がないことを率直に説明し、理解を求めていくしかないだろう。

2割負担問題だけではない。いよいよ要支援者を個別給付から外し市町村事業に移す議論も始まった。さらに都市部では2025年には要介護者が現状より約1・8倍も増えると言われている。増加分の財源や介護人材が確保できなければ、週3回のデイサービスを週2回までといったサービスの縮小も考える時期がくるかもしれない。これからの介護保険では大きなケーキを出す余裕はない。

## ●デイサービス考

先日行われた、国際医療福祉大学大学院の大熊由紀子教授が「志の縁結び係&小間使い」をつとめる「新たなえにしを結ぶ会」での出来事。認知症をテーマにした討論会にパネリストとして登壇した大牟田市の大谷のみ子さんのご発言があった。「デイサービスで花見に行くことを禁止している自治体がある」と。場内には溜息と失笑が漏れた。

「そんなことを考える自治体があるのか」と自分の耳を疑ったが、驚いたこと

に会場には「さもありなん」という空気が流れ、衝撃に追い打ちをかけた（今の自治体ならそのくらいのことはいりかかないという雰囲気）。

驚きあきれながら帰路につく途中で、参加していた某市の事業者の方と合流した。ここぞとばかりに「デイサービスで花見に行くことを禁止している自治体なんて本当にあるのか」と問うたら、「某市もそうで、ある事業者は、外出時は保険給付されないので保険外負担を徴収している」という。崖から谷底に突き落とされた気分だ。花見といえば、多くの人が待ち望んでいる年間の中で的一大イベントである。保育園でも行くし、特別養護老人ホームの入所者も花見に出かける。利用者も楽しみにしているし、利用者の笑顔を見ることが介護者にとってもうれしいことだろう。それなのに何故デイサービスで花見に行くことはだめなのか。

以前ワムネットに掲載されていた厚生労働省の介護報酬Q&Aでは、「デイサービスは指定された場所で行う」と記していた。これを見て花見の場所は指定を受けた場所ではないから認めないと解釈したのだろうか。「デイサービスは指定された場所で行う」。当たり前である。しかし、年中、公園や河原や山の中で、機能訓練

や日常生活上の世話をしているのであれば問題だが、年に数回外出するだけの話である。それを禁止し、行った場合は介護報酬を返還させるという対応は常識外と言わざるを得ない。桜の季節には、事業所内で折り紙をしたり唱歌を歌ったりするより、花見に行った方が利用者にとってもはるかに楽しい（と思う）。

### ●人員配置基準の問題

数年前の出来事。介護保険制度の創設に関わった幹部に、土曜日の夜にお会いする機会があった。「花見に行く」と外出組と残留組でそれぞれ基準に合った人員配置をしないといけないという指導がされているが、トータルで人員配置基準を守れているか、トータルではないか」と申し上げたところ、元幹部が「今から厚生労働省の担当者を呼んでこい」と言われたことを覚えていた。もし、外出組と残留組でそれぞれ人員配置基準をきっちり守らなければならぬとしたら、小規模の事業所では全く外に出られなくなってしまう。

### ●厚生労働省の見解

くだんの件もあったので、改めて厚生労働省に聞いてみた。

問 通所介護で花見に行くことは認められるか。その場合、外出組と残留組でそ

れぞれ人員配置基準を満たすのではなくトータルで人員配置基準を満たせばよいか。

答 ①通所介護は必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るもの。②外出行事についてレクリエーションの一環として行うものも妨げるものではない。③また、外出する人と事業所に残る人との人員配置についてはそれぞれ人員配置基準を満たすというのではなく、併せて人員基準を満たせば足りる。ただし、外出していない利用者の支援に支障がないように配慮する必要がある。

### ●紅葉の中で

さすが厚生労働省。完璧な回答である。この回答を秋までに「介護保険最新情報」に掲載して周知し、一部の自治体の誤解を解いてほしい。さもないと、今度はデイサービスで紅葉狩りに行くことを禁止する自治体が出かねない。

デイサービスの利用者が、紅葉した木々の下で小さなケーキを食す。そんなささやかな楽しみを奪っては、個人の尊厳の保持を標榜している介護保険制度が泣く。